



成田市耐震改修促進計画（素案）

～建築物の耐震化で地震に強いまちづくりを～

策定	：平成 20 年（2008 年）	3 月
改定	：平成 28 年（2016 年）	9 月
一部改定	：平成 31 年（2019 年）	2 月
一部改定	：令和 2 年（2020 年）	2 月
一部改定	：令和 3 年（2021 年）	3 月
改定	：令和 4 年（2022 年）	3 月

成 田 市

目 次

はじめに	3
第1章 計画策定の趣旨	5
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	6
1 想定される地震の規模等及び被害の状況	6
(1) 想定される地震の規模等	6
(2) 被害の特徴	6
(3) 被害の概要	7
2 耐震化の現状	9
(1) 既存建築物棟数	9
(2) 耐震化の現状	9
3 耐震化の目標の設定	12
(1) 住宅	12
(2) 建築物	12
(3) 市有建築物	12
4 市有建築物の耐震化の情報開示	12
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	13
(1) 建築物の所有者等の役割	13
(2) 市の役割	13
2 重点的に耐震化すべき区域	13
3 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路	13
4 重点的に耐震化に着手すべき建築物の設定	14
5 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	14
6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	14
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	14
(2) 各種落下物対策	14
(3) 天井等の脱落対策	15
(4) ブロック塀対策	15
(5) 瓦屋根対策	15
7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	16
8 耐震化の状況把握	16

9	耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表について	16
10	要緊急安全確認大規模建築物の所有者等への指導について	16
11	法による指導等の実施	16
(1)	指導・助言	16
(2)	指示・公表	16
12	建築基準法による勧告又は命令等の実施	17
第4章	啓発及び知識の普及	18
1	地震防災対策地図の作成・公表	18
2	建築物の液状化危険度の周知	18
3	相談体制の整備及び情報提供の充実	18
4	パンフレットの配布・耐震相談会の実施	19
(1)	パンフレットの配布	19
(2)	耐震相談会の実施	19
5	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	19
6	家具等の転倒防止策の推進	20
7	自治会等との連携に関する事項	20
8	防災査察・定期報告制度の活用について	20
第5章	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	21
1	関連団体との連携	21
(1)	千葉県建築防災連絡協議会	21
(2)	千葉県特定行政庁連絡協議会	21
(3)	千葉県建築設計関連六団体連絡会議	21
(4)	千葉県耐震判定協議会	21
(5)	ちば安心住宅リフォーム推進協議会	22
2	その他	22

はじめに

平成 7 年（1995 年）1 月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年（2005 年）9 月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられたことなどから、平成 18 年（2006 年）1 月に法改正がなされました。

これを受け、千葉県は平成 19 年（2007 年）3 月に「千葉県耐震改修促進計画」を策定し、本市も同計画に基づき平成 20 年（2008 年）3 月に「成田市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

平成 23 年（2011 年）3 月には、東日本大震災が発生、市内で最大震度 6 弱を観測しました。また、県内においては、太平洋沿岸の大津波、東京湾岸の液状化現象により、甚大な被害が発生しました。この地震を契機に大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっています。

近年では、平成 28 年（2016 年）4 月に熊本地震、平成 30 年（2018 年）9 月に北海道胆振^{いぶり}東部地震が発生し、特に平成 30 年（2018 年）6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生したことにより、建築物だけでなくブロック塀等についても安全対策を進めることとなりました。

さらに、東京湾北部地震及び首都直下型地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、県は、令和 3 年（2021 年）3 月に千葉県耐震改修促進計画の改定により、新たな耐震化目標を定めました。法によると、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき計画を定めるよう努めることとされており、新たな耐震化の目標等を設定する必要があることから、本計画を改定することとしました。

本市では、千葉県耐震改修促進計画及び成田市国土強靱化地域計画を上位計画として位置づけて本計画を策定し、県、市及び建築物の所有者等が連携を図り、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めていきます。

第 1 章 計画策定の趣旨

本計画は、法第 6 条の規定により策定するもので、法第 5 条の規定により定められた「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、令和 7 年度（2025 年度）を目標年度とした、市有建築物、市内の住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標などを達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、本計画に基づき県と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していきます。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正及び「千葉県耐震改修促進計画」の改定に伴い必要な検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模等及び被害の状況

(「成田市地域防災計画(共通編)令和2年度修正」より)

(1) 想定される地震の規模等

成田市地域防災計画(共通編)において想定する地震は、千葉県北西部直下地震、成田空港直下地震、茨城県南部地震、成田市直下地震の4つとしています。

表-1 想定地震

想定地震	千葉県北西部直下 マグニチュード 7.3 成田空港直下地震 マグニチュード 7.3 茨城県南部地震 マグニチュード 7.3 成田市直下地震 マグニチュード 6.6
条 件	冬 5 時強風 夏 12 時強風 冬 18 時強風

(2) 被害の特徴

① 地震動の予測

- ・千葉県北西部直下地震では、市の震度は5強～6強と予測される。震度6強の範囲は、利根川、根木名川沿い低地、印旛沼付近に出現している。
- ・成田空港直下地震では、市の震度は6弱～6強と予測される。震度6強の範囲は、利根川、根木名川沿い低地、印旛沼付近の広い範囲で出現している。
- ・茨城県南部地震では、市の震度は5強～6弱と予測される。想定地震の中では最も影響の小さい地震である。
- ・成田市直下地震では、市の震度は6弱～7と予測される。市域の半分以上が震度6強の範囲となり、印旛沼付近の一部地域では震度7が出現している。

② 液状化の予測(成田空港直下地震による)

- ・液状化現象が比較的高い区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生、公津の各地区が該当する。
- ・上記の領域の土地利用は主に水田であることから、水田を中心に液状化の被害を受ける可能性がある。

(3) 被害の概要

市内における建物被害、屋外転倒・落下物、人的被害を予測したものです。

表-2 被害の予測

■千葉県北西部直下地震：マグニチュード（Mw）=7.3

大項目			冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
建物被害	全壊・焼失棟数	棟	1,032	1,032	1,032
	半壊棟数	棟	4,238	4,238	4,238
	出火件数(全出火)	件	1	1	4
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒	件	1,288	1,288	1,288
	自動販売機の転倒	件	53	53	53
	転倒物	件	1,341	1,341	1,341
	屋外落下物が生じる建物棟数	棟	39	39	39
人的被害	死者数	人	10	10	10
	負傷者数(重傷者)	人	100	90	91
	// (軽傷者)	人	830	685	698
	要救助者	人	28	39	32

■成田空港直下地震：マグニチュード（Mw）=7.3

大項目			冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
建物被害	全壊・焼失棟数	棟	2,011	2,011	2,013
	半壊棟数	棟	6,341	6,341	6,341
	出火件数(全出火)	件	1	1	5
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒	件	1,806	1,806	1,806
	自動販売機の転倒	件	74	74	74
	転倒物	件	1,880	1,880	1,880
	屋外落下物が生じる建物棟数	棟	85	85	85
人的被害	死者数	人	16	17	16
	負傷者数(重傷者)	人	198	174	174
	// (軽傷者)	人	1,273	1,050	1,061
	要救助者	人	66	99	79

■茨城県南部地震：マグニチュード（Mw）＝7.3

大項目			冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
建物被害	全壊・焼失棟数	棟	162	162	162
	半壊棟数	棟	1,657	1,657	1,657
	出火件数(全出火)	件	0	0	2
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒	件	744	744	744
	自動販売機の転倒	件	4	4	4
	転倒物	件	748	748	748
	屋外落下物が生じる建物棟数	棟	2	2	2
人的被害	死者数	人	3	3	3
	負傷者数(重傷者)	人	14	13	15
	// (軽傷者)	人	302	240	252
	要救助者	人	9	11	10

■成田市直下地震：マグニチュード（Mw）＝6.6

大項目			冬 5 時強風	夏 12 時強風	冬 18 時強風
建物被害	全壊・焼失棟数	棟	6,704	6,706	6,743
	半壊棟数	棟	10,047	10,047	10,042
	出火件数(全出火)	件	3	3	13
屋外転倒・落下物	ブロック塀等の転倒	件	2,956	2,956	2,956
	自動販売機の転倒	件	74	74	74
	転倒物	件	3,031	3,031	3,031
	屋外落下物が生じる建物棟数	棟	458	458	458
人的被害	死者数	人	59	66	60
	負傷者数(重傷者)	人	648	594	561
	// (軽傷者)	人	2,194	2,125	1,911
	要救助者	人	440	742	567

2 耐震化の現状

(1) 既存建築物棟数

成田市内の建築物棟数は 64,667 棟です。

昭和 56 年（1981 年）以前の建築物は 25,395 棟で、このうち市有建築物は 271 棟、民間建築物は 25,124 棟です。また構造別では、木造建築物が 20,058 棟、非木造建築物が 5,337 棟です。

※建築の時期が、耐震基準が改正された昭和 56 年（1981 年）5 月 30 日以前か以後かにより、耐震性の有無を判別しています。

表-3 既存建築物棟数

区 分	総 数	うち昭和 56 年 (1981 年) 以前		
		木 造	非木造	
市有建築物	783 棟	271 棟	97 棟	174 棟
民間建築物	63,884 棟	25,124 棟	19,961 棟	5,163 棟
合 計	64,667 棟	25,395 棟	20,058 棟	5,337 棟

※市有建築物及び民間建築物の各棟数は令和 3 年（2021 年）6 月時点の数値です。

(2) 耐震化の現状

① 住宅

平成 30 年（2018 年）住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、市内の住宅戸数は、約 54,900 戸（木造戸建住宅：約 27,300 戸、非木造戸建住宅及び共同住宅：約 27,600 戸）と推計されます。

その内、耐震性がある住宅戸数は、約 49,600 戸（昭和 55 年（1980 年）以前で耐震性を有する住宅：約 4,900 戸、昭和 56 年（1981 年）以降の住宅：約 44,700 戸）であり、市内の住宅の耐震化率は、約 90 パーセントと推計されます。

なお、同統計調査では、住宅が建築された年代の集計を「昭和 55 年（1980 年）以前」と「昭和 56 年（1981 年）以降」で分けており、国で示された耐震化率の算定方法でもこの区分を踏襲しているため、昭和 56 年（1981 年）以降の住宅を耐震性のあるものとして取り扱います。

表-4 住宅の耐震化の現状

総戸数 (a+b+c)	昭和 55 年 (1980 年) 以前		昭和 56 年 (1981 年) 以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
約 54,900 戸	約 5,300 戸	約 4,900 戸	約 44,700 戸	約 90%

※住宅の各戸数及び耐震化率は平成 30 年 (2018 年) 住宅・土地統計調査 (総務省統計局) を基にした推計値です。

※昭和 55 年 (1980 年) 以前に建築され、耐震性を有する住宅の戸数は、過去に国が実施した統計調査による昭和 55 年 (1980 年) 以前の建築物の耐震性を有する割合を掛ける方法で算出しています。

② 建築物

ア 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物とは、法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する「要安全確認計画記載建築物」、法附則第 3 条に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」をいいます。

成田市には要緊急安全確認大規模建築物が 21 棟あり、そのうち耐震性が不足しているものは 3 棟 (ホテル 2 棟、幼稚園 1 棟) で、耐震化率は令和 3 年 (2021 年) 5 月時点で約 86 パーセントです。

なお、要安全確認計画記載建築物は成田市にはありません。

表-5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 (b) / (a+b)
21 棟	3 棟	18 棟	約 86%

イ 特定建築物

本計画における特定建築物とは、法第 14 条第 1 号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等で一定規模以上の建築物と同条第 2 号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

令和 3 年 (2021 年) 4 月時点における特定建築物の棟数は、市有建築物が 122 棟、民間建築物が 528 棟で、あわせて 650 棟あり、その内、昭和 56 年 (1981 年) 以前に建築され耐震性が十分でない特定

建築物は 57 棟であり、すべて民間建築物です。

特定建築物の耐震化率は、全体で約 91 パーセントであり、その内、市有建築物の耐震化率は 100 パーセント、民間建築物の耐震化率は約 89 パーセントです。

表－6 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物 区分	総棟数 (a+b+c)	昭和 56 年 (1981 年) 以前		昭和 57 年 (1982 年) 以降 (耐震性有) C	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
市有建築物	122 棟	0 棟	49 棟	73 棟	100%
民間建築物	528 棟	57 棟	109 棟	362 棟	約 89%
合計	650 棟	57 棟	158 棟	435 棟	約 91%

※市有建築物以外の耐震化率は推計値です。

※特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和 3 年(2021 年)4 月時点の数値です。

※昭和 56 年(1981 年)以前に建築され、耐震性を有する民間建築物の棟数は、国の全国統計による耐震性を有する割合を掛ける方法で算出しています。

③ 主な市有建築物

成田市では、市有建築物のうち、主な市有建築物の耐震化の実施状況をとりとまとめ、整備プログラムを策定し、耐震化を行ってきました。主な市有建築物の耐震化率は令和 3 年(2021 年)4 月 1 日時点で約 96 パーセントとなっています。

表－7 主な市有建築物の耐震化の現状

総棟数 (a+b+c)	昭和 56 年(1981 年)以前		昭和 57 年 (1982 年) 以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
323 棟	13 棟	103 棟	207 棟	約 96%

※主な市有建築物とは、非木造で階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物及びその他市長が必要と認める建築物をいいます。

※各棟数及び耐震化率は令和 3 年(2021 年)4 月 1 日時点の数値です。

3 耐震化の目標の設定

令和 3 年（2021 年）3 月に改定された千葉県耐震改修促進計画等を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

(1) 住宅

令和 7 年度（2025 年度）までに住宅の耐震化率を 95 パーセントにします。

(2) 建築物

令和 7 年度（2025 年度）までに耐震診断義務付け対象建築物の耐震性が不十分なものを概ね解消することとします。

(3) 市有建築物

市は、これまで、2（2）③に掲げる主な市有建築物について、「市有建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を進めてきました。今後も、引き続き同プログラムに基づく耐震改修を実施します。

4 市有建築物の耐震化の情報開示

市は、2（2）③に掲げる主な市有建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在地、施設名称、耐震診断実施の有無、実施結果、耐震改修工事実施の有無等）を「市有建築物の耐震化状況」として、「市有建築物の耐震化整備プログラム」と併せてホームページ等で公表しています。

(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page171100.html>)

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 市の役割

市は、建築物の所有者等に対し、建築関連団体と連携を図り、建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、建築物の耐震化の促進を図ります。

2 重点的に耐震化すべき区域

市は、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る区域として定めます。

3 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

市では、大規模な地震が起きた場合における避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施し、非常事態に対応した交通の確保を図るため、成田市地域防災計画に、「緊急輸送ネットワーク」を位置付けています。

本計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう、緊急輸送ネットワークにおける「緊急輸送道路」を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路とします。

【緊急輸送道路】

千葉県地域防災計画及び成田市地域防災計画に緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路として位置付けられている道路。

* 高速道路 : 東関東自動車道、新空港自動車道、首都圏中央連絡自動車道

* 国道 : 51号、295号、296号、356号、408号、409号、464号

*一般県道 : 70号大栄栗源干潟線

*主要地方道: 44号成田小見川鹿島港線、62号成田松尾線、
110号郡停車場大須賀線

4 重点的に耐震化に着手すべき建築物の設定

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。

5 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

市は、住宅の耐震診断等に関する支援を行うものとし、支援策については別に定めるものとします。

また、「成田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を本計画の目標達成のための取組として位置づけ、住宅の耐震化のより一層の促進を図ります。

6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。

市は、エレベーター及びエスカレーターの設備に関する建築基準法の規定による定期報告や、建築物防災週間等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるように指導するものとします。また、パンフレットの配布等を通じて、安全対策の知識の普及に努めます。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。

市は、このような被害を防止するために、建築物において落下の危険がある部分については、落下防止対策を図るよう促します。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第 39 条第 3 項において特定天井の構造が規定され、平成 25 年（2013 年）国土交通省告示第 771 号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。

市は、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会をとらえて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分について、その防止対策を講ずるよう促します。

(4) ブロック塀対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

市は、通学路等のパトロールを行い、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去や生垣への改修を推奨するなど改善の指導を行います。

また、次に定める避難路（通学や避難に使われる道路等）について、危険なブロック塀等の除却に対する支援を行い、重点的にブロック塀等の倒壊防止の促進を図ります。

【避難路】

- 建築基準法第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する道路
- 同法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により特定行政庁が認定した建築物に係る道
- 同項第 2 号の規定により特定行政庁が許可した建築物に係る空地
- 道路法による道路

(5) 瓦屋根対策

令和元年（2019 年）房総半島台風・東日本台風及び令和 3 年（2021 年）2 月に発生した福島県沖地震において屋根瓦が脱落する被害が発生したことを受け、令和 4 年（2022 年）1 月には屋根瓦の緊結方法に関する告示が改正され、基準が強化されます。

市は、パンフレットの配布等により、屋根瓦の施工基準等について周知を図り、脱落防止対策を講じるよう促します。

7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

市は、大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物又は液状化するおそれのある建築物の敷地の所有者に対し、安全上適切な措置が講じられるよう指導を行います。

8 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市は、地域の住宅・建築物の耐震化状況の把握に努め、千葉県へ定期的に報告するものとします。

9 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表について

市は、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果をホームページで公表するものとします。公表の形式として、市内に存する要緊急安全確認大規模建築物を、令第8条第1項各号に定める用途ごとに取りまとめて公表するものとします。

10 要緊急安全確認大規模建築物の所有者等への指導について

市は、耐震診断の結果、耐震性が不足していることが明らかとなった要緊急安全確認大規模建築物については、所有者等に対して、早急に耐震改修等を実施するよう指導・助言を行います。

11 法による指導等の実施

(1) 指導・助言

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなっています。

市は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等に対して、必要に応じ、指導・助言を行います。

(2) 指示・公表

市は、法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所

有者等に対しては必要な指示を行い、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

12 建築基準法による勧告又は命令等の実施

市は、指導・助言を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第4章 啓発及び知識の普及

1 地震防災対策地図の作成・公表

市では、建築物の所有者等に対し、地震防災対策の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図（なりた地図情報内「防災情報」）を作成しています。ホームページで公表するなど、今後も周知を続けていきます。

2 建築物の液状化危険度の周知

東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。

千葉県では、こうした東日本大震災の液状化被害を「平成 23 年度（2011 年度）東日本大震災千葉県液状化調査報告書」としてとりまとめ、ホームページで情報提供するとともに、液状化しやすさマップを作成しています。また、市では、なりた地図情報の「防災情報」に液状化危険度の情報も掲載しています。これらの情報を提供することにより、建築物の所有者等の意識啓発を図ります。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

市は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。また、市の広報誌やホームページ等により、耐震診断や耐震改修の必要性等について周知します。

【耐震相談窓口設置場所】

成田市役所 5 階 土木部建築住宅課

【相談内容】

- 耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- 法に関する説明
- 耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度の仕組み 等

4 パンフレットの配布・耐震相談会の実施

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われました。

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、市民に周知していく必要があります。耐震化の促進に資する情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの配布

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るために耐震相談窓口等でパンフレットを配布します。

パンフレットの主な内容は以下のものとします。

- *耐震性向上に関する注意喚起
- *耐震改修の方法の紹介
- *自己診断の方法
- *金物等の補強方法
- *家具等の落下、倒壊防止等、室内空間の安全確保の方法
- *寝室等、一部居室の耐震性確保の方法
- *ブロック塀の安全対策
- *瓦屋根の緊結方法の強化

(2) 耐震相談会の実施

市は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために、「住宅無料耐震相談会」を建築設計関連団体等と連携して実施します。住宅無料耐震相談会の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、広報や回覧板等により周知し、実施していくものとします。

また、住宅無料耐震相談会の一環として、相談会に参加しにくい高齢者等の参加の機会を増やすため、市職員及び耐震診断士が各戸に出向き耐震の相談を受ける出張相談を実施します。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強をするために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせて耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効です。

市民からリフォームや増改築の相談等があった際には、積極的に耐震改修に関する情報提供を行い、建築物の耐震化を推進します。

6 家具等の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

市は、パンフレットやホームページで、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

7 自治会等との連携に関する事項

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会等との連携のもと、住宅・建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。

市は、自治会等の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための出前講座やパンフレットの配布等により、きめ細かな耐震化の促進を図ります。

8 防災査察・定期報告制度の活用について

市は防災査察等の機会や定期報告によって判明した耐震性のない特定建築物等の所有者に対し、指導や耐震改修への意識啓発を図ります。

第5章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

市は、県及び建築設計関連団体との情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

本計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整を行い、耐震化を促進していきます。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

県内所管行政庁における指導等及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、建築物の耐震化を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

千葉県内にある以下の建築設計関連団体において組織されています。

- *一般社団法人 千葉県建築士会
- *公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
- *公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- *一般社団法人 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- *一般社団法人 千葉県設備設計事務所協会
- *一般社団法人 日本建築学会関東支部千葉支所

(4) 千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適格性を、審査・判定している第三者機関です。

その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

(5) ちば安心住宅リフォーム推進協議会

公益社団法人千葉県建築士事務所を事務局とし、県や住宅・建築関係団体によって構成されており、リフォームに関する相談や情報提供、消費者や業者に向けた講習会等を実施している協議会です。

成田市も特別会員として参加しており、成田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅の耐震改修事業者に対し同協議会の開催する講習会への参加を促し、技術力の向上につながるよう取り組みます。

2 その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。